

さくら市立押上小学校PTA会則 改正案

(名称・事務局)

第1条 本会は、さくら市立押上小学校PTAといい、事務局を押上小学校におく。

(目的)

第2条 本会は、父母と教師が協力して、共同の責任で児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 よい父母、教師になるようにつとめる。
- 2 家庭と学級との連絡を密にして、児童の生活を向上させること。
- 3 児童の生活環境をよくすること。
- 4 その他、目的達成に必要なこと。

(会員)

第4条 本会の会員は次のものをもって組織する。

- 1 本校児童の保護者および本校職員 正会員
- 2 本会の趣旨に賛同するもの 賛助会員

(役員・任期) (保護者13名・職員2名 → 保護者6名・職員2名)

第5条 本会に次の役員をおき、任期を1年とする。ただし再任を妨げない。

| 役員 | 定員 | 任 務 |
|-----|-----------------|--------------------------|
| 会 長 | 1名 | 本会を代表し、会務をまとめていく。 |
| 副会長 | 3名(5名以下) →2名 | 会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。 |
| 理 事 | 若干名 →廃止 | 本会の運営にあたる。 |
| 監 事 | 3名→2名 | 本会の会計を監査する。 |
| 書 記 | 1名 | 本会の書記をつかさどる。 |
| 会 計 | 4名→2名 | 本会の会計事務を行う。 |

(選 任)

第6条 役員を選任は、次のとおりにする。

- 1 会長及び副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得る。
→会長は、PTA会長選考委員会において選出し、総会の承認を得る。
- 2 地区選出の副会長・理事・監事・会計は地区ごとに会員相互の互選により選出し、総会の承認を得る。
→副会長・監事・会計は学年ごとに会員相互の互選により選出し、総会の承認を得る。
- 3 書記及び会計1名は、学校の職員の中より学校長の承認を得て会長が委嘱する。

(顧 問)

第7条 本会に顧問をおくことができる。理事会の推薦により会長が委嘱する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会、理事会、委員会の3種とする。すべての会議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(総 会)

第9条 総会は、毎年4月に開き、予算決算ならびに事業計画及び役員改選・会則変更・その他必要な事項を審議決定する。
ただし、必要があるときは臨時総会を開くことができる。

(理 事 会)

第10条 理事会は、役員・各委員長・学年委員長・学校長をもって構成する。
必要に応じ会長が招集し、本会の運営について審議し、運営事項を処理する。

(委 員 会)

第11条

- 1 本会の活動を推進するため、次の委員会をもうける。
- 2 委員は各地区から選出する。ただし、学年委員会は各学年ごとに選出する。
→委員は各学年から選出する。
- 3 各委員会の委員長は、地区割り振りに基づいて、地区ごとに会員相互の互選により選出し、総会の承認を得る。副委員長は、当該委員の互選とする。
→各委員会の委員長・副委員長は、当該委員の互選とする。
- 4 各委員会は会長の同意を得て、それぞれの委員長が招集する。

| 名 称 | 任 務 |
|----------------------------|--|
| 研修委員会 →廃止 | 会員相互の教養を高める行事・児童の学習活動に協力する 行事を企画実践する。 |
| 校外生活指導委員会 →(学年副委員長が兼ねる) | 子供会育成会と連絡をとり、児童の校外生活での健全育成 を図る。 |
| 広報委員会 | P T A新聞などを発行して、P T A活動を啓蒙する。 |
| 美化委員会 | 学校環境美化、保健衛生、リサイクル活動、ベルマーク活 動などに協力し、学校施設々備の充実やその向上を図る。 |
| 学年委員会 | 各学年の運営に参加協力する。 |

(経 費)

第12条 本会の経費は、次のものをもってあてる。

- 1 会 費 (正会員年額4,200円 賛助会員年額500円)
- 2 寄付金
- 3 その他

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳 簿)

第14条 本会に会則・会員名簿・役員名簿・議事録・会計簿を備える。

(会則変更)

第15条 本会則を変更するときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則 本会則は、昭和24年5月22日から実施する。

| | |
|------------|------|
| 昭和46年4月17日 | 一部改正 |
| 昭和47年4月17日 | 一部改正 |
| 昭和48年4月26日 | 改 正 |
| 昭和49年4月12日 | 一部改正 |
| 昭和51年4月13日 | 一部改正 |
| 昭和52年4月19日 | 一部改正 |
| 昭和53年4月20日 | 一部改正 |
| 昭和56年4月17日 | 一部改正 |
| 平成 3年4月13日 | 一部改正 |
| 平成 5年4月17日 | 一部改正 |
| 平成 6年4月16日 | 一部改正 |
| 平成 7年4月21日 | 一部改正 |
| 平成28年4月20日 | 一部改正 |

P T A会則 改正案 補足

OPTA役員・委員

現行

| | | 押 上 | 長久保 | 蒲須坂 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| 会 長 | 1 | 1 | | |
| 副 会 長 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 監 事 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 理 事 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 会 計 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 研修委員 | 6 | 2 | 2 | 2 |
| 校外生活委員 | 6 | 2 | 2 | 2 |
| 広報委員 | 1 2 | 4 | 4 | 4 |
| 美化委員 | 6 | 2 | 2 | 2 |
| 学年委員長 | 6 | 6 | | |
| 学年副委員長 | 6 | 6 | | |
| 合計 | 5 5 | | | |

改正案（来年度）

| | | 1年 1 5人 | 2年 2 1人 | 3年 2 1人 | 4年 3 4人 | 5年 2 4人 | 6年 3 2人 |
|--------------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 会 長 | 1 | 1 | | | | | |
| 副 会 長 | 2 | | | | 1 | 1 | |
| 監 事 | 2 | | | 1 | 1 | | |
| 会 計 | 1 | | | | | 1 | |
| 広報委員 | 9 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 美化委員 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 2 |
| 校外生活委員 (学年副委員長) | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 学年委員長 | 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 3 3 | 4 | 5 | 5 | 7 | 5 | 6 |

- 1 毎年、学年の人数に応じて、役員・委員の人数を決める。（役員・委員33名を、学年の人数に応じて割り振る。）
- 2 6年間で一人1回は役員または委員になるように学年ごとに決める。（学年末P T Aの学級懇談時【高学年は前半、低学年は後半】、1年生は入学説明会時）
- 3 会員のP T A会費・後援会費は引き落としにする。
- 4 賛助会員からは、これまで通り集金する。育成会で今まで通りP T A連絡員を決めていただき、連絡員が集金し、各地区育成会代表が取りまとめて学校に届ける。
- 5 卒業準備委員は、6学年委員長・副委員長が兼ね、人数を増やすかどうかは学年に任せる。
- 6 理事は、理事会に出席するP T A役員・各委員会委員長・各学年委員長とする。（P T A会則第10条）